

仕様書

1 業務名

東京圏向け“さが暮らしセミナー”企画運営業務委託

2 目的

人口減少社会を迎え、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、本県の暮らしの良さを知ってもらい、佐賀県に移り住んでもらうための取組を促進する必要がある。

本県では、移住促進の取組の一環として、移住先としての本県での暮らしを訴求する「さが暮らしセミナー」を毎年度実施しており、今年度は11月～12月にかけて「地域創生」をテーマとしたセミナーの開催を予定している。

昨年度も外部委託によりセミナーを複数回開催したが、まずは佐賀県の事を知ってもらうことに予想以上に時間を要してしまい、多くの参加者がセミナー後の新規相談に至ることが出来ず、当該事業の目的を十分に果たせなかったことが大きな課題であると認識している。

以上を踏まえ、本業務委託においては、民間事業者の有する知見や技術を活かし、県外（特に東京圏）在住で、佐賀県出身者や過去に佐賀県に居住していた経験を有する者をメインターゲットとし、本県での暮らしの魅力を再認識し、Uターン移住への関心を高め、新規相談者数の増加につなげることを目的とする。

3 本業務のターゲットについて

本業務のメインターゲットは県外（特に東京圏）在住で、佐賀県出身者や過去に佐賀県に居住していた経験を有する者とする。

なお、上記の対象に限らず、佐賀県に関心を持つ者や、佐賀での暮らしに魅力を感じている者の参加も想定しており、幅広い層に対して本県の魅力を伝える機会とする。

4 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

5 業務内容

本業務委託の内容は、以下の業務とする。

(1) “さが暮らしセミナー”の実施

① 企画に関する事項

ア 企画内容

・参加者に佐賀県で過ごした日々を思い出し、懐かしさを感じてもらえるような内容を盛り込みながら、現在の佐賀県が持つ新たな魅力や変化を伝えることで、「もう一度佐賀で暮らししてみたい」と考えるきっかけになるセミナーを開催す

ること。

- ・今回発注する業務におけるセミナーのメインテーマは、今年度 11 月～12 月に開催予定の「地域創生」をテーマとしたセミナーとは異なる切り口で企画すること。

- ・企画内容による集客効果も意識し、これまで移住（U ターン）に関心がなかった人でもセミナーに参加してみたいと思えるような企画内容とすること。

- ・佐賀県の良さが十分に伝わるようセミナーのゲスト登壇等を企画に盛り込むこと。ゲストについては、テーマに合わせて佐賀県の良さ、暮らしをアピールできる点をふまえて人選を行うこと。

- ・実施形式はセミナーに限らず、ワークショップや交流会、その他のイベントなど、目的に応じて柔軟に企画できるものとする。ただし、佐賀県の魅力や暮らしを伝えるため、ゲストによるセミナーの時間は必ず設けること。

- ・企画の実施に当たっては、佐賀県と十分に協議すること。

イ 開催日

- ・契約期間内で実施効果の高い開催日程を設定すること。最終的な開催日時は県と協議の上で決定すること。

ウ 開催方法

オンライン開催、又はオフライン・オンラインのハイブリッド形式とすること。

エ 会場

- ・企画内容に応じてセミナーの円滑な実施が可能な会場を確保すること。会場は、参加者数、必要な設備（音響・映像機器等）、交通アクセス等を総合的に考慮し、適切な規模及び機能を備えたものとする。

- ・会場の予約、必要な設備・機材の手配等は受託者が責任をもって行うこと。なお、会場使用料及び設備・機材の調達に係る費用は、すべて委託料に含めるものとする。

オ 開催回数

セミナーの開催回数は 1 回以上とする。受託者において効果的な開催回数を設定し実施すること。

カ 参加費

イベントの参加費は無料とする。ただし、参加者へのお土産等を準備する場合はその分の費用の全部または一部の負担を参加者に求めることも可能とする。参加者の費用負担を設ける場合は、佐賀県と協議の上、セミナー開催にあたり効果的な金額を設定すること。

キ 参加者へのアンケート調査

セミナー参加者からのアンケート回収を必須とし、アンケートの内容及び実施方法は、佐賀県と協議の上決定すること。

また、集計・分析した結果は佐賀県の求めに応じ随時報告し、最終的に業務完了報告書にて分析結果を報告すること。

② セミナー運営に関する事項

ア 運営人員の確保及び連絡系統の整備

セミナーの運営に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、セミナー当日の現場における連絡系統を明らかにし、混乱が生じないようにすること。

イ マニュアル等の作成

運営に必要な事項を記載したマニュアル等を作成し、実施当日の1週間前後を目安に関係者へ送付すること。

ウ 事前申込の管理等

原則として事前申込を受け付けるものとし、申込受付の仕組みづくり、申込者の管理、参加者の抽選・結果連絡、参加者との連絡調整等に関する業務を行うこと。

なお、申込数等は佐賀県の求めに応じ随時報告すること。

エ 参加者数の把握

申込者数、参加者数を適切に把握すること。また、申込者がどの媒体をきっかけに申込のアクションに至っているのか分析を行い、業務完了報告書にて分析結果を報告すること。

オ 安全対策

実施に当たっては、安全対策を講じることとし、必要に応じてイベント保険等への加入を行うこと。

(2) セミナーの広報・集客に関する事項

ア 広報展開

本業務委託のターゲットである県外（特に東京圏）在住で、佐賀県出身者や過去に佐賀県に居住していた経験を有する者に留意し、後述の目標を達成するために有効な媒体を活用し、効果的な広報を計画・実行すること。

なお、県外（特に東京圏）在住で、佐賀県出身者や過去に佐賀県に居住していた経験を有する者に本事業の情報を届けるための具体的な広報の計画については、提案書に記載すること。

※本業務委託では、セミナー参加者の約1割が「さが移住サポートデスク」へ新たに相談を行うことを目標としているため、広報においても「さが移住サポートデスク」の認知度向上につながるよう配慮すること。

イ アイキャッチ画像の作成

本県及びさが移住サポートデスク（東京デスク）を設置している「ふるさと帰支援センター・東京」のホームページ、佐賀県移住情報ポータルサイト「サガスマイル」、その他県で所有する広報媒体に掲載するためのアイキャッチ画像（880×587px、1200×600px）を作成すること。

ウ チラシの作成

セミナーの広報に活用するためのチラシを作成すること。

チラシには、セミナーの概要、開催日時、会場（またはオンライン情報）、申込方法、ゲスト情報等を分かりやすく記載すること。

また、佐賀県に住んだことがあるからこそ共感できる懐かしさや“佐賀らしさ”を随所に盛り込み、思わず目を留めてしまうような心に響く構成にすることで、県外（特に東京圏）在住で、佐賀県出身者や過去に佐賀県に居住していた経験を有する者が、佐賀県での暮らしに再び魅力を感じ、Uターンを前向きに検討したくなるような内容・デザインとすること。

作成したチラシは、県及び共催者と協議の上、必要に応じて印刷・配布及びデジタル媒体での展開を行うこと。

エ SNS 広告・WEB 広告の実施

ターゲット層への認知拡大と集客強化を図るため、Instagram、Facebook、X 等の SNS 広告や、Google 広告等の WEB 広告を活用すること。

広告の内容、配信期間、ターゲティング設定等については、県及び共催者と協議の上、効果的な広報展開を行うこと。

また、実施した SNS 広告・WEB 広告については、表示回数、クリック率、リンク先へのアクセス数など、可能な範囲で効果を測定・分析し、業務完了報告書にレポートとして記載すること。

(3) その他

- ・企画内容または運営等により、ノベルティや飲食だけが目当ての者が参加する可能性はできるだけ排除すること。
- ・上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

6 本業務委託における目標

- ・セミナー参加者数が 100 人以上（※複数回の開催とする場合は、その合計による。ただし、重複参加者はダブルカウントしない。）
- ・セミナー後のさが移住サポートデスクへの新規相談者数が、セミナー参加者の 1 割程度を目標とする。

7 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

- ・本業務委託の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。
- ・外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ佐賀県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務委託の実施に当たり、佐賀県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、佐賀県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

8 その他の留意事項

- ・本業務委託の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る佐賀県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・本業務委託の実施における受託者による第三者（本県及び受託業者以外の者）への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- ・本業務委託において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・本業務委託において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争時の著作物についての著作権は除く。また、本業務委託で作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。

9 本業務委託の委託上限額

- 1 事業に要する経費は 5,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

10 本業務委託の完了報告

本業務委託完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

11 本業務委託の委託料の支払

完了払い